

**令和6年度
母子生活支援施設 自主点検表（処遇）**

施 設 名		設 置 者 名	
所 在 地			
記 入 者	職名		氏名
連 絡 先	電話番号	FAX番号	eメール
記 入 年 月 日	年 月 日		

川越市福祉部指導監査課 電話番号：049-224-6237 e-mail:shidokansa★city.kawagoe.lg.jp （@部分を「★」と表示しています。）
--

自主点検表記入要領

1 記入方法

- (1) ①「点検結果」欄の該当する回答を選択してください。
 ②「記入欄及び点検のポイント」欄において、矢印（⇒）について必要事項を記入してください。

- (2) 記入欄が不足する場合や、この様式での記入が困難な場合は、適宜様式等を追加してください。

2 根拠法令・参考資料の名称

略 称	名 称
法	児童福祉法（昭和22年法律第164号）
平24条例53	川越市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
平25規則41	川越市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則
省令基準	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準
指針	母子生活支援施設運営指針（平成24年3月29日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】									
1 入所者の状況 (1) 定員を超えていませんか。	はい・いいえ	⇒ <table border="1"> <tr> <td></td><td>人数</td><td>世帯数</td></tr> <tr> <td>定員</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>月 日現在</td><td></td><td></td></tr> </table>		人数	世帯数	定員			月 日現在			
	人数	世帯数										
定員												
月 日現在												
2 施設運営 (1) 施設として処遇の基本方針を設定していますか。	はい・いいえ	⇒ 基本方針を記入してください。 ○ 基本方針は、「母子生活支援施設運営指針」を踏まえ、理念との整合性があり、入所者（児）の権利擁護の視点を盛り込み、職員の行動規範となる具体的な内容としてください。 ○ 基本方針は適宜見直しをしてください。	指針Ⅱ7(1)									
(2) 運営理念や基本方針を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っていますか。	はい・いいえ	⇒ 取組内容を記入してください。 	指針Ⅱ7(1)									
(3) 運営理念や基本方針を入所者（児）に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っていますか。	はい・いいえ	⇒ 取組内容を記入してください。 	指針Ⅱ7(1)									
(4) 施設の経営理念や基本方針の実現に向けた施設の中・長期計画を策定していますか。	はい・いいえ	○ 理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にし、支援の内容や組織体制等の現状分析を行ってください。 ○ 入所者支援を充実させ、地域の特性に応じた母子生活支援施設の役割・機能を明確にしてください。 ○ 専門的支援や地域支援の拠点機能を強化し、地域のひとり親家庭支援を行う体制を充実させてください。	指針Ⅱ7(2)									
(5) 各年度の事業計画を、中・長期計画の内容を反映して策定していますか。	はい・いいえ		指針Ⅱ7(2)									
(6) 事業計画を、職員等の参画のもとで策定するとともに、実施状況の把握や評価・見直しを組織的にを行っていますか。	はい・いいえ	○ 事業計画の実施状況については、入所者（児）の意見を聞いて、評価を行ってください。	指針Ⅱ7(2)									
(7) 事業計画を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っていますか。	はい・いいえ	○ 事業計画はすべての職員に配布し、会議や研修において説明してください。	指針Ⅱ7(2)									
(8) 事業計画を入所者（児）に配布するとともに、十分な理解を促すための取り組みを行っていますか。	はい・いいえ	○ 事業計画は、わかりやすく説明した資料を作成し、入所者（児）への周知の方法に工夫や配慮をしてください。	指針Ⅱ7(2)									
3 自己評価及び第三者評価 (1) 第三者評価を3か年度毎に1回以上受審し、その結果を公表していますか。	はい・いいえ	⇒ 年 受審 公表方法を記入してください。 ○ 第三者評価を3年に1回以上受審し、その結果を公表してください。 ○ 第三者評価の受審のない年は、第三者評価基準の評価項目に沿って、自己評価を行ってください。	平25規則41第14条 指針Ⅱ7(8) R4.3.23社援発 0323第30号「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」									
(2) 毎年度、第三者評価基準の評価項目に沿って、自己評価を行っていますか。	はい・いいえ		平24条例53第4条の2 平25規則41第14条									
4 母子の支援状況 (1) 母親と子どもの心身の状況や生活状況を把握していますか。	はい・いいえ	○ 母親と子どもにそれぞれ個別にアセスメントを行ってください。 ○ アセスメントは入所者（児）の担当職をはじめ心理療担当職員などが参加するケース会議で合議して行ってください。	指針Ⅱ2(1)									
(2) 自立支援計画を作成していますか。	はい・いいえ	○ 自立支援計画の責任者を設置してください。 ○ 自立支援計画はケース会議で合議で策定してください。 ○ 自立支援計画は入所者（児）個別に作成してください ○ 自立支援計画には、支援上の課題、課題解決のための支援目標及び具体的な支援内容・方法を定めてください。 作成時期 見直し時期	平25規則41第13条 指針Ⅱ2(1) H17.8.10雇児福発第0810001号「児童養護施設等における入所者の自立支援計画について」									
(3) 実施状況の振り返りや計画の見直しを行っています	はい・いいえ	○ アセスメントと計画の評価・見直しは、少なくとも半年ごとに定期的に行ってください。	指針Ⅱ2(1)									

か。		○ 自立支援計画の見直し時には、支援方法を振り返り、自己評価し、支援の成果について分析、検証を行ってください。	
(4) 支援の実施状況を適切に記録していますか。	はい・いいえ	⇒ 作成状況について記載してください。 母子支援員日誌 その他（ 宿直日誌	平25規則41第7条 指針Ⅱ2(2)
(5) 処遇記録は適切に管理を行っていますか。	はい・いいえ	⇒ 保管場所：	指針Ⅱ2(2)
(6) 処遇検討会議が関係職員の連携により適切に開かれ、その記録が残されていますか。	はい・いいえ	○ 処遇検討会議の開催頻度を記入してください。 会議名： 開催頻度： 年・月・週 回	指針Ⅱ2(1)
5 権利擁護			
(1) 入所者（児）の人格を尊重していますか。	はい・いいえ		平24条例53第4条の2 指針Ⅱ3(1)
(2) 入所者（児）のプライバシーに配慮していますか。	はい・いいえ		平24条例53第10条 指針Ⅱ3(1)
(3) 日常生活の支援は主体性に配慮していますか。	はい・いいえ	⇒ 意向を把握する具体的な仕組みについて記載してください。 	指針Ⅱ1(9)、Ⅱ3(2) 平25規則41第12条
6 虐待の禁止			
(1) 入所者（児）に対して、差別的取り扱いを行っていますか。	はい・いいえ	○ 国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって、差別的取り扱いをしてはいけません。	平24条例53第6条
(2) 入所中の児童の心身に有害な影響を与える行為をしていませんか。	はい・いいえ	○ 施設内虐待を発見したときに職員がとるべき対応や手続きを定めてください。	平24条例53第7条 H21.3 被措置児童等虐待対応ガイドラインⅡ.4（準用）
(3) 虐待が疑われる場合、速やかに通告義務機関へ通告していますか。	はい・いいえ・該当なし		H21.3 被措置児童等虐待対応ガイドラインⅡ.4（準用）
(4) 虐待に関する研修を実施していますか。	はい・いいえ	○ 施設長及び関係職員間で十分に事例検討を行い、必要な助言を行ってください。	
7 食事の状況 （提供施設のみ記入）			
(1) 給食会議を開催し、会議録を作成していますか。	はい・いいえ・該当なし	○ 定期的に施設長を含む関係職員により給食会議を実施してください。	R23.31雇児発0331第1号「児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について」2(4)
(2) 必要な栄養量を確保していますか。	はい・いいえ・該当なし		平24条例53第9条第2項
(3) 献立表を作成し、提示していますか。	はい・いいえ・該当なし	○ 食品の種類及び調理方法について、栄養並びに入所者（児）の身体的状況及び嗜好を考慮してください。	平24条例53第9条第3項、第4項
(4) 給食日誌は適切に記録されていますか。	はい・いいえ・該当なし		
(5) 検食は適切に行われていますか。	はい・いいえ・該当なし	○ 検食は、食事提供前に実施し、そのことがわかるよう記録に残してください。	H20.3.7雇児総発第0307001号「社会福祉施設等における食品の安全確保等について」
8 調理の衛生管理			
(1) 施設内で調理を行っていますか。	はい・いいえ・該当なし	⇒ 「いいえ」の場合、搬入元の施設名を記載してください 	平24条例53第9条第1項
(2) 調理従事者の検便を月に1回以上行っていますか。	はい・いいえ・該当なし	⇒ 検便実施者の範囲 	平25規則41第5条第4項 H9.3.31社援施第65号「社会福祉施設における衛生管理について」（別添）大量調理施設衛生管理マニュアル（平成29年6月16日最終改正）
(3) 調理室及び食品保管庫の衛生管理はできていますか。	はい・いいえ・該当なし	○ 腸管出血性大腸菌O157の検査を実施し、必要に応じて10月から3月には、ノロウィルスの検査を含めてください。	平25規則41第4条
ア 食品保管庫・冷凍冷蔵庫は清潔にしていますか。	はい・いいえ・該当なし	○ 調理従事者は、毎日の健康調査を行うなど、健康管理を行ってください。	H9.3.31社援施第65号「社会福祉施設における衛生管理について」（別添）大量調理

イ 手洗い設備には、石鹸、ペーパータオル、爪ブラシが設置されていますか。殺菌液はありますか。 ウ 履物は分けていますか。 エ 食器の消毒保管は適切に行っていますか。 オ ガス漏れ警報機は設置されていますか。 カ 防虫対策を実施していますか。	はい・いいえ・該当なし はい・いいえ・該当なし はい・いいえ・該当なし はい・いいえ・該当なし はい・いいえ・該当なし	⇒ 消毒保管の方法 ⇒ 実施している防虫対策 ○ 昆虫等の発生状況を巡回点検するとともに、半年に1回以上駆除を実施し、その実施記録を1年間保管してください。 ○ 食品のダンボール保管は昆虫等の発生源となるので避けてください。	施設衛生管理マニュアル（平成29年6月16日最終改正） H22.6.18基安化発0618第1号「業務用厨房施設における一酸化炭素中毒の防止に関する注意喚起について」
(4) 食品の調理及び提供 ア 包丁、まな板等は用途別及び食品別の使い分けをしていますか。 イ 加熱調理食品は中心温度を測定し、結果を記録していますか。 ウ 調理後直ちに提供される食品以外は、病原菌の増殖を抑制するため10℃以下又は65℃以上で管理されていますか。	はい・いいえ・該当なし はい・いいえ・該当なし はい・いいえ・該当なし	○ 加熱調理食品の中心温度は3点以上測定し、それぞれの温度を記録してください。	平25規則41第4条 H9.3.31社援施第65号「社会福祉施設における衛生管理について」（別添）大量調理施設衛生管理マニュアル（平成29年6月16日最終改正）
(5) 保健所の立ち入り検査はありましたか。	はい・いいえ	⇒ 「はい」の場合、その内容を記入してください。 立入検査日： 年 月 日 指摘事項及び改善状況	
(6) 検査用保存食の保存 ア 原材料及び調理済み食品を保管していますか。 イ -20℃以下で2週間以上保管していますか。	はい・いいえ・該当なし はい・いいえ・該当なし	○ 調理済み食品は（ごはん、汁物、おかず、おやつ等施設で調理したものであれば）を食品ごとに保管してください。 ○ 50グラム程度ずつ清潔な容器に入れ保管してください。 ○ 冷凍庫内の温度が外部から確認できない場合は、隔測温度計を設置してください。	H9.3.31社援施第65号「社会福祉施設における衛生管理について」（別添）大量調理施設衛生管理マニュアル（平成29年6月16日最終改正）
(7) 給食原材料の発注手続きは、適切に行っていますか。	はい・いいえ・該当なし	○ 予定献立表に沿って食品を購入してください。 ○ 発注書・納品書を整理し、保存してください。 ○ 納品時に食品材料の検収を行ってください。	
9 入所者の衛生・健康管理 (1) 医療器具、医薬品、衛生材料は整備され、その管理は適切ですか。	はい・いいえ		平25規則41第4条第4項
(2) 医務室（診察室、静養室）を設置していますか。	はい・いいえ・該当なし	○ 乳幼児30人未満を入所させる場合は静養室を、乳幼児30人以上を入所させる場合は医務室及び静養室を設けてください。	平25規則41第10条第3号
(3) 健康診断は定期的に行われていますか。	はい・いいえ	⇒ 前年度の健康診断実施日 前年度の歯科検診実施日 ① 年 月 日 ① 年 月 日 ② 年 月 日 ② 年 月 日 ⇒ 当日欠席した入所者（児）への対応方法 ○ 学校等で実施している場合は、省略可能です。その場合は、診断結果をもらうか、または診断結果を確認し記録を残してください。	平25規則41第5条（準用）学校保健安全法第13条、学校保健安全法施行規則第2章第1節、第2節
(4) 疾病、体調不良、ケガ等に関する対応は、適切に行われていますか。	はい・いいえ	○ 嘱託医やかかりつけ医等と相談し、適切に処置してください。	
(5) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施するよう努めていますか。	はい・いいえ	⇒ 研修実施日 年 月 日 訓練実施日 年 月 日 ○ 入所者（児）の健康状態の把握、嘔吐時の対策・ケア、汚染区域と清潔区域の区別などの視点で実施してください。	平25規則41第4条第2項
(6) 入所者（児）の希望等を勘案し、清潔を維持できるよう適切に入浴又は清拭をしていますか。	はい・いいえ		平25規則41第4条第3項
10 安全管理の状況			

(1) 所内の衛生管理、適切な温度・湿度・採光・換気・音など適切な環境の保持に努めていますか。	はい・いいえ		平24条例53第4条の2第5項
(2) 安全計画を策定していますか。	はい・いいえ	○ 施設設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画（安全計画）を策定し、当該安全計画に従い、児童の安全確保に配慮した保育の実施を行ってください。	平24条例53第4条の3第1項
(3) 職員に対し、安全計画について周知するとともに、安全計画に定める研修及び訓練を定期的に実施していますか。	はい・いいえ	⇒ 周知方法 	平24条例53第4条の3第2項
(4) 定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行っていますか。	はい・いいえ		平24条例53第4条の3第4項
(5) 児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の所在を確実に把握することができる方法により、所在の確認を行っていますか。	はい・いいえ	⇒ 所在の確認方法を記入してください。 ○ 所在確認は、送迎用バスの運行に限らず、園外活動ほか児童等の移動のために自動車を運行するすべての場合が対象となります。	平24条例53第4条の4第1項
(6) 事故の予防・再発防止のための体制整備 ア 予想される事故等を見通して事故防止マニュアル・指針を整備していますか。	はい・いいえ	⇒ マニュアル・指針等の名称 ○ 予想される事故等を見通して、環境整備及び職員の配慮すべき事項を整理してください。	指針Ⅱ4
イ 事故が発生した場合に、当該事実が報告される体制を整備していますか。	はい・いいえ		
ウ 改善策を検討し、その内容を職員に周知徹底していますか。	はい・いいえ	○ 思いがけない行動、あと一歩で事故になるところだったという事例（ヒヤリ・ハット事例）の収集や分析を行ってください。	
エ 事故発生の防止のための委員会や職員に対する研修を定期的開催していますか。	はい・いいえ	⇒ 事故発生防止のための委員会及び研修の開催状況 	
(7) 事故が発生した場合は、速やかに市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。	はい・いいえ	○ 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を残してください。	
(8) 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。	はい・いいえ	⇒ 損害保険会社名、保険の種類及び内容について記入してください。 	
1.1 関係機関との連携 (1) 入所者（児）の支援に当たって、関係機関との連携は図られていますか。	はい・いいえ	○ 福祉事務所、母子・父子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子・父子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要な応じ児童家庭支援センター、婦人相談所等と密接に連携してください。	指針Ⅱ5(1) 平25規則41第15条
(2) 地域社会への参加、交流の促進を図っていますか。	はい・いいえ		平24条例53第4条の2第2項 指針Ⅱ5(2)
1.2 職員の資質向上 (1) 職員は、常に自己研鑽に励み、施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の習得や維持、向上に努めていますか。	はい・いいえ	○ 職員一人一人について、教育・研修計画を策定し、具体的な取組を行ってください。	平24条例53第4条の5第1項 指針Ⅱ6
(2) 施設長は、職員の専門性の向上に必要な研修の機会を確保していますか。	はい・いいえ	○ 施設長は、支援の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に十分な指導力を発揮してください。	平24条例53第4条の5第2項 指針Ⅱ7(3)
(3) 施設長は、資質向上のためのこども家庭庁長官が指定する者が行う研修を受講していますか。	はい・いいえ	○ 施設長は児童福祉法の定めにより、2年に1回以上、こども家庭庁長官が指定する者が行う研修の受講が必要です。	省令基準第27条の2第2項
1.3 職員配置の状況 (1) 母子支援員は適切に配置されていますか。	はい・いいえ	○ 母子10世帯以上20世帯未満を入所させる施設は2人以上、母子20世帯以上を入所させる施設は3人以上配置してください。	平24条例53第14条第1項、第5項

(2) 母子支援員は資格要件を満たしていますか	はい・いいえ	○ 母子支援員は次のいずれかの資格を有していること ・都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者 ・保育士 ・社会福祉士 ・精神保健福祉士 ・学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められたもの若しくは通常の過程による12年の学校教育を修了した者又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事した者	平24条例53第16条
(3) 嘱託医を配置していますか。	はい・いいえ	⇒ 嘱託医、期間、契約内容について記入してください。 	平24条例53第14条第1項
(4) 少年を指導する職員を配置していますか。	はい・いいえ・該当なし	○ 母子20世帯以上入所させる場合は2人以上配置してください。	平24条例53第14条第1項、第6項
(5) 調理員を配置していますか。	はい・いいえ		平24条例53第14条第1項
(6) 心理療法担当職員を配置していますか。	はい・いいえ	○ 母子10人以上に心理療法を行う場合には配置する必要があります。 ○ 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団の心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者を配置してください。	平
(7) 個別に特別な支援を行う必要があると認められる母子に支援を行う場合は、個別対応職員を置いていますか。	はい・いいえ	○ 配偶者からの暴力を受けたこと等により個別に特別な支援を行う必要があると認められる母子に支援を行う場合は、個別対応職員を配置してください。	平24条例53第14条第4項
(8) 夜勤者等を適切に配置していますか。	はい・いいえ	⇒ 夜勤者等について記入してください。 夜勤者： 人 宿直者： 人 職員宿直 人 賃金雇用職員 人 業務委託 人 ○ 年間を通して24時間体制で、また職員は2名体制で夜間管理を行うことが望ましいです。 ○ 夜間警備強化のため機械警備（防犯カメラ、センサー式照明）を設置してください。 ○ 夫等の暴力を理由とする入所者が増加していることに伴い、これらの母子を追って別れた夫等が警備体制の手薄な夜間に踏み込む等により、母子や職員に不安を与えたり、危害を及ぼすことを防止する観点から夜間警備体制の強化を図ってください。	指針Ⅱ 4④ H13.8.2雇児発第509号「母子生活支援施設における夜間警備体制の強化について」
(9) 入所者が付近にある保育所または児童厚生施設が利用できない等の理由で保育室を活用している場合、保育所の規定を準用していますか。	はい・いいえ・該当なし	○ 母子生活支援施設に、保育所に準ずる設備を設けるときは、保育所に関する規定（平24条例53第20条第2項を除く）を準用してください。 ○ 保育士の数は、乳幼児おおむね30人につき1人以上としてください。ただし1人を下ることはできません。	平24条例53第13条第4項、第17条 平24条例53第17条第2項